

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用審査会設置要領

1 目的

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例及び高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する研究室の利用の許可及び研究室の利用期間の延長の許可についての審査を行うため、高知県工業技術センター企業化支援研究室利用審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の構成

審査会は別表の審査委員で構成する。

3 審査委員長の職務等

- (1) 審査委員長は会務を総理し、審査会を代表する。
- (2) 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指定する審査委員がその職務を代行する。

4 審査会の実施

- (1) 審査会は、審査委員長が招集する。
- (2) 審査会の議長は、審査委員長があたる。
- (3) 審査会は審査委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- (4) 審査委員が出席できないときは、委員が指名する者の代理出席を認めることができる。
- (5) 審査に関し必要な事項は別に定める。

5 意見の聴取

審査委員長は、必要があると認めるときは、審査会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 事務局

審査会の庶務を行わせるため、事務局を高知県工業技術センター研究企画課に置く。

7 守秘義務

審査委員及びオブザーバーは、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審査結果の開示

高知県情報公開条例等に基づき、審査結果は開示する。

9 その他

この要領で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。

附則

この要領は平成27年9月14日から施行する。

附則

この要領は平成29年6月16日から施行する。

附則

この要領は平成29年9月15日から施行する。

(別表)

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用審査会審査委員名簿

○審査委員役職名	所属・職名
審査委員長	高知県工業技術センター所長
審査委員	高知県商工労働部工業振興課長
審査委員	高知県商工労働部産業創造課長
審査委員	高知県産業振興推進部産学官民連携・起業推進課長
審査委員	高知県工業技術センター技術次長
審査委員	公益財団法人高知県産業振興センター経営支援部長